

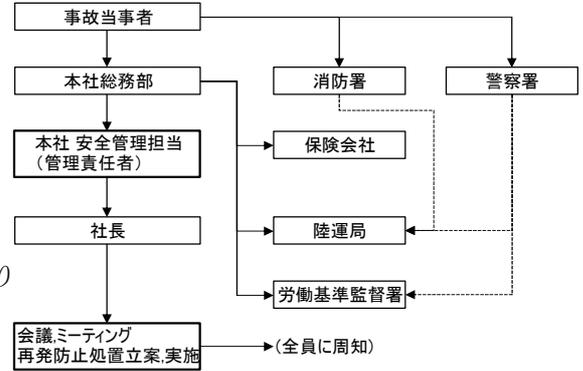
KYOEI NEWS

共栄システム株式会社 
 〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目15番7号
 TEL(06)-6535-7511 FAX(06)-6535-7517
 e-mail osaka@kyoeisystem.co.jp
 URL http://www.kyoeisystem.co.jp

[運送会社の経営情報] …………… 台風、水害等への対応

昨年は、西日本地区において豪雨、台風、地震と多くの災難が発生しました。

大阪市内のA社においても、昨年、輸送中に遭遇した水害事故で人、車とも大きな被害を受けました。また台風の上陸に備え初めて実施された交通機関の計画運休に際しても、社内での指示命令系統が定まっておらず、自らの判断で出勤した社員の中には、帰宅時に徒歩で数時間かけてやっとの思いで自宅にたどり着いた者が複数名いたとのことでした。今年も、台風シーズンを迎え、このような現象が起り得るものと予測されます。これらの有事の備えとして最小限度の取り決めを定める必要があります。A社は、昨年の苦い経験を糧にして災害時の緊急連絡体制を以下のように作成しました。



<陸運局への報告内容>

- ①事業者名、②発生日時、③発生場所、④事故車の登録番号、⑤死者数、重傷者数および重傷・軽傷を含めた負傷者、⑥危険物等の飛散・漏洩事故にあつては、危険物の種類、積載量、漏洩の状況
- ⑦事故概要、⑧情報入手先、⑨その他判明している事項、⑩緊急連絡担当者名および連絡先

また災害時の対応についても規定を次のように作成しました。(以下、一部抜粋)

1.災害時の対応(災害の定義と対応)

以下の交通機関の運休、経路の道路不通の際は、業務を中断、中止する

1)交通機関

- ①大阪府全域に「特別警報」又は「暴風警報」が発令されたとき
- ②交通機関運休(計画運休含む)が発令されたとき

2)道路不通

- ①通行予定道路(周回道路を含む)が不通または極端な渋滞状況にあり出勤及び業務の継続に安全上、重大な支障を及ぼすとみなされたとき

2.判断基準

前条の適用については、各事業所ごとに所長が前日、午前中(始業前)、昼の3段階の時期ごとに事前に定められた各種機関の情報に基づき事業の継続に係る判断を下し、従業員に指示する。各事業所長は、判断の決定事項と判断の根拠となった事由を、事前に若しくは事後速やかに社長に報告するものとする。

3.適用除外

下記事項については本規程を適用しない。

- ①交通機関の車両・信号機故障による事故、人身事故等による一時的な運 転見合わせ
- ②経路上の車両事故等による一時的な道路不通

4.勤怠取扱い

本規程に基づく勤務の中断、中止については原則として欠勤または本人の希望による有給休暇扱いとする。ただし、会社が特段の事情があると認めた場合は、会社都合により休業とする場合がある。

※皆様方の会社に置かれても、最低限の防災マニュアルの作成は必要かと思われます。

※本内容を無断で転載することを禁じます。